

檜葉町
NARAHATOWN
EMIFURU TOWN
NARAH

復興の新拠点

笑ふるタウンならは 中満南分譲地随時募集中!



募集要項

- (1) 申込資格
申込者は次の条件を全て備えている方です。
イ. 自己の居住用に供する住宅を必要とする方であること。
ロ. 売却後約10年以内(住宅)に住宅を建設し、かつ継続して自ら居住することができる方であること。
ハ. 売却後約10年以内(住宅)に住宅を建設し、かつ継続して自ら居住することができる方であること。
- (2) 申込方法
申込書に必要事項を記入のうえ郵送または、檜葉町役場建設課窓口(建築住宅係)まで持参して下さい。

- (1) 住宅の建設義務
土地の購入者は、購入契約締結日から5年以内に自己の住宅を建設し、自ら継続して居住すること。
- (2) 譲渡の制限
土地購入の契約日から10年間、他に譲渡し、または当該土地について譲渡は禁止する。
- (3) 買戻し特約の登記
土地購入の契約日から10年間の買戻し特約の登記をすることになります。
- (4) 建築協定
有り
※住宅としての用途を両面に維持、推進することを目的としています。
- その他
・当該土地は、住宅金融支援機構の貸付対象になります。
・上水道/配管済み。給排水設備あり。
・下水道/配管済み。汚水排水設備あり。

【共同住宅】

- (1) 申込資格
申込資格は次の条件を全て備えている方です。
イ. 個人・法人
ロ. 売却後約10年以内(住宅)に住宅を建設し、かつ継続して住宅の管理をすることができる方であること。
ハ. 売却後約10年以内(住宅)に住宅を建設し、かつ継続して自ら居住することができる方であること。
- (2) 申込方法
申込書に必要事項を記入のうえ郵送または、檜葉町役場建設課窓口(建築住宅係)まで持参して下さい。
- (3) 申込制限
申込者は、希望者に対し最大2区画までを可能とする。

- (1) 住宅の建設義務
土地の購入者は、購入契約締結日から5年以内に共同住宅を建設すること。
- (2) 譲渡の制限
土地購入の契約日から10年間、他に譲渡し、または当該土地について譲渡は禁止する。
- (3) 買戻し特約の登記
土地購入の契約日から10年間の買戻し特約の登記をすることになります。
- (4) 建築協定
有り
※共同住宅としての用途を両面に維持、推進することを目的としています。
- その他
・当該土地は、住宅金融支援機構の貸付対象になります。
・上水道/配管済み。給排水設備あり。
・下水道/配管済み。汚水排水設備あり。

檜葉町子育て世帯等住宅取得奨励金

- 対象 建設後住宅を購入した方は子育て世帯等住宅取得奨励金のお申込みが可能です。
※市内に住宅を所有した若年夫婦や子育て世帯に、町で奨励金を交付しています。
- ▲奨励金交付要件
・市内に住宅を所有し、または建設後住宅を購入した方
・当該住宅の購入や建設については対象外になります。
- 交付額 100万円
●交付時期 本年度は、平成31年3月31日まで、申請期間は住宅の取得日から1年以内です。
※当該年度の予算がなくなり交付受付を終了いたします。

「分譲地」申込書

※下記に必要事項をご記入のうえ、郵送又は檜葉町役場建設課建築住宅係までお持ち下さい。

ご氏名 _____

ご職業 _____

〒 _____

ご住所 _____

TEL _____

申込年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

子育て・町民・町外

第1希望 区画番号 _____

第2希望 区画番号 _____

第3希望 区画番号 _____

笑ふるタウンならは



常盤自動車道
ならはスマート
インターチェンジ(IC)
平成31年3月
利用開始予定!



分譲宅地 31区画 + 共同住宅専用6区画

- 物件概要
- 所在 / 双葉郡檜葉町大字北田字中満地内
 - 開発行為許可番号
福島県指令相建第4158号
開発面積 / 75,964.06㎡
 - 分譲区画面積 / 41,467.3㎡
 - 分譲宅地区画数 / 31区画
 - 共同住宅専用区画数 / 6区画
 - 建築協定 / 有り
 - 地目 / 宅地
 - 交通最寄駅 / JR常磐線 電田駅より1.0km

分譲地周辺施設



●分譲に関するお問い合わせや相談は

檜葉町建設課建築住宅係

〒979-0696 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6
TEL.0240-25-2111